平成２２年（フ）第１０４号
奈良県生駒市俵口町950番地１　ライオンズマンション弐番館410
債務者　和田　敬子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１３４号
奈良市古市町1660番地の26
債務者　佐藤　清彦
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１５３号
奈良市高畑町1201番地の１
債務者　長﨑　晃子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３７１号
山口県下関市松屋本町２丁目６番18―131号松屋宿舎、前住所鹿児島県鹿屋市大姶良町165番地
債務者　小林　宏彰
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第８号
山口県下関市本町２丁目８番29号、前住所山口県下関市椋野上町２番６号
債務者　花口　知美（旧姓大石）
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第５５号
山口県下関市後田町４丁目23番21―809号サーパス東駅
債務者　林　　文代
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１６８号
千葉県野田市山崎2049番地の８メルヴェイユⅡ101
債務者　柏崎　義弘
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１８６号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷５丁目４番22号
債務者　石川　雅美（旧姓中平）
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２２８号
北九州市小倉北区白銀２丁目１番６号
債務者　松尾　　博
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２４１号
北九州市小倉北区熊谷５丁目１番12号
債務者　山田　幸男
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２７１号
福岡県中間市小田ヶ浦１丁目11番３号
債務者　松田真智子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２０９号
北九州市小倉北区高峰町13番25号
債務者　土井富洋子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２２５号
北九州市小倉南区横代東町３丁目24番18号
債務者　井生　大藏
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２２６号
福岡県遠賀郡岡垣町中央台４丁目２番７号ボヌールアンドゥロワＡ―101
債務者　志丸　健太
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２２７号
北九州市八幡西区東折尾町14番１号101
債務者　一柳　　岳
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２４０号
北九州市小倉北区木町３丁目６番３号
債務者　藤谷眞由理
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２５２号
北九州市若松区原町14番17号
債務者　稲垣　弘子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部